

墨田区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）概要

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）が公布され、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた指定介護予防支援事業等に係る基準を、各地方自治体が、地域の実情に応じて条例で定めることとなった。

2 条例制定の対象となる基準

- (1) 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数
- (2) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準
- (3) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (4) 基準該当介護予防支援の事業の基準
- (5) 指定介護予防支援事業の申請者の資格

3 基準の分類

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、厚生労働省令で定める基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(2) 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、厚生労働省令と異なる内容を定めることが許容されるもの

4 条例（案）の内容

墨田区において、各基準は、厚生労働省令のとおりとする。

（理由）

各基準は、介護予防支援等の事業について最低限度の基準を定めたものであり、厚生労働省通知において、基準を充足することで足りるとすることなく常に事業運営の向上に努めなければならないとされている。

各基準を緩和すれば介護予防支援事業等の質を低下させる恐れがある一方、各基準を強化すれば介護予防支援事業等の運営が困難になる恐れがある。

検討の結果、基準を緩和または強化する理由はないと判断したため。

5 施行期日

平成27年4月1日

介護予防支援事業所とは

要支援 1・2 のケアプラン作成等を行う事業所を指す。墨田区では、高齢者支援総合センター(地域包括支援センター)が介護予防支援事業所の指定を受けている。